

## 令和5年7月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和5年7月26日(水)

午後3時00分 開 会      午後3時22分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	安 藤 清
委 員	藤 本 一 雄
委 員	杢 崎 継 雄
委 員	伊 藤 晴 美

### 4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	小川 正俊
学校教育課長補佐	相京 義晴	教育総務室長	稲垣 雅美
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	榎本 恵子
学校給食センター所長	高木 利雄	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
青少年指導センター所長	栗原 耕次	市民センター所長	宮澤 英雄
公正図書館長	大出 美穂	スポーツ振興室長(兼体育館長)	高橋 仁志
文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美	銚子高等学校事務長	宮内 伸光

### 5 議題等

議案第30号 令和6年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

議案第31号 令和6年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和5年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月28日に開催いたしました令和5年6月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、藤本委員を指名します。

【教育長】

日程第2及び日程第3を議題といたしますが、委員の皆さまにお諮りします。

日程第2 議案第30号及び日程第3 議案第31号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開とし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開を9月1日以降にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第30号及び議案第31号の審議は非公開とし、議事録の公開を9月1日以降にすることとします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

## 《 職 員 退 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第2 議案第30号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第30号「令和6年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について」、提案理由をご説明いたします。本議案は、令和6年度に本市の小中学校及び小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書、いわゆる教科書を採択するものです。以下の説明では、法令名以外は教科用図書を教科書という一般の言い方で説明させていただきます。

教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び施行令第15条から4年間は同一のものを採択することになっております。また、特別支援学級用の教科書につきましては、毎年採択することとなっております。採択にあつ

りましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第12条及び第13条により、県が設定する採択地区で協議会を設け、同一のものを採択することとなっております。銚子市は、旭市、匝瑳市を含めた3市で海匝採択地区という採択地区となっております。本年度は5月29日と7月3日の2回、協議会が開催されまして小中学校の教科書及び特別支援学級用の教科書の選定が行われました。

それでは、お手元の資料の1ページ目、「令和5年度選定（6年度使用）小学校教科用図書一覧」、こちらをご覧ください。小学校用の教科書は令和元年度に採択されてから4年が経過した今年度が採択の年であり、新たにすべての教科書について採択することとなっております。教科書の選定に際しましては、海匝採択地区協議会が調査員を委嘱し、その報告をもとに協議がなされたうえでお手元の資料のとおり選定が行われました。これまで使用しておりました教科書から変更があったものは理科、教育出版、生活、啓林館の2つとなります。

続きまして、次のページの「令和5年度選定（6年度使用）中学校教科用図書一覧」をご覧ください。こちらは令和2年度に採択されまして、現在、本市で使用しているものになります。先程申しましたように4年間は同一のものを採択しなければならないこととなっておりますので、今年度もこれらの教科書を採択していただくこととなります。

続きまして、3ページ目にございます特別支援学校用教科書についてです。文部科学省著作の特別支援学校用の教科書、こちらについても小中学校の特別支援学級用として毎年採択をしております。これは通称「星本」と呼ばれておりまして、支援学級在籍児の実態に応じて、通常の教科書や、本来の学年より下の教科書でも難しいような場合は、この星本を使用することが出来ます。本市の特別支援学級では、各学校とも通常の教科書は無償給付しており、この文部科学省著作の教科書につきましては、実態として給付はされておられません。ただし、今後の可能性を踏まえまして、今年度も採択していただくこととなっております。

続きまして、4ページ目です。「令和6年度使用 学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧」をご覧ください。特別支援学級では、小中学校の教科書や文部科学省著作の教科書でも児童生徒の実態に合わない場合は、それらに代わりまして、絵本等の一般図書を無償で給付することができます。この一般図書は、使用する児童生徒の実態が変わるということから、毎年選定をして採択するということになっております。一般図書の一覧に示されている図書は千葉県によって選定されたものでございます。この中から地域の実態にあわせて選定することになるのですが、表の右側に丸印がついておりますものが海匝採択地区協議会で選定された図書となります。これまで本市では、この一般の図書を無償給付した実績はございませんが、こちら今後の可能性を鑑みて採択していただく必要がございます。

以上で議案第30号の説明を終わりますが、採択結果につきましては、教科用図書の採択期間が法令で8月31日までと決められておりますことから、8月末までは非公開とさせていただきます。資料につきましても審議終了後に回収させていただきたいと思っております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【松崎委員】

小学校の理科が教育出版になったのは、大日本図書の関係ですか。

【学校教育課長】

そうです。

【松崎委員】

要するに、もう出していないんですね。大日本図書は。

【学校教育課長】

小学校は出せる状態なんですけど、今年は中学校の検定の年で、例の事件があったので令和7年度以降、大日本図書は中学校の新たな教科書の発行が認められませんので、小中の関連ということを考えて、来年度は大日本図書の教科書が採択できないということから、選定から抜いて選ぶということになりました。

【松崎委員】

分かりました。ありがとうございました。

【教育長】

基本的には市内の小学校、中学校はすべて一般に使われている教科書が給付されているということですね。ほかに質疑はありますか。

【教育長】

よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。

議案第30号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第31号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第31号「令和6年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」、提案理由を説明します。本議案は、「銚子市立銚子高等学校」で使用される教科用図書、いわゆる教科書を採択しようとするものです。高等学校の教科書は、銚子市立高等学校管理規則第16条の規定により、毎年、学習指導要領に基づいて編集され、文

部科学省の検定を経た教科書の中から、生徒の実態や能力に適合し、かつ、学校の教育目標の実現に資するものを校長が選定し、それを受けて、教育委員会が採択するものです。

別添の「令和6年度使用高等学校教科書選定理由書」をご覧ください。これは、校長により選定された教科書の一覧を示したものです。令和4年度より学習指導要領を年次進行で実施しておりまして、令和6年度は全学年で新課程での学習となります。資料1は各学科に共通する教科書、資料2は理数科の教科書となります。

今回、市立高校において選定された教科書は、普通教育に関する教科では、資料1の「国語」が6点、「地理歴史」が6点、「公民」が2点、「数学」が6点、「理科」が7点、「保健体育」が1点、「芸術」が8点、「外国語」が6点、「家庭」が1点、「情報」が1点の計44点でございます。資料2の専門教育に関する教科では「理数」が10点、「家庭」が1点の計11点になります。以上で、議案第31号の説明を終わります。なお、資料につきましては、こちらも後ほど回収させていただきますので、併せてお願いいたします。それでは、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。

議案第31号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

## 《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第30号及び議案第31号は、原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時22分

以上をもちまして、令和5年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

署名委員 伊 藤 晴 美

署名委員 藤 本 一 雄